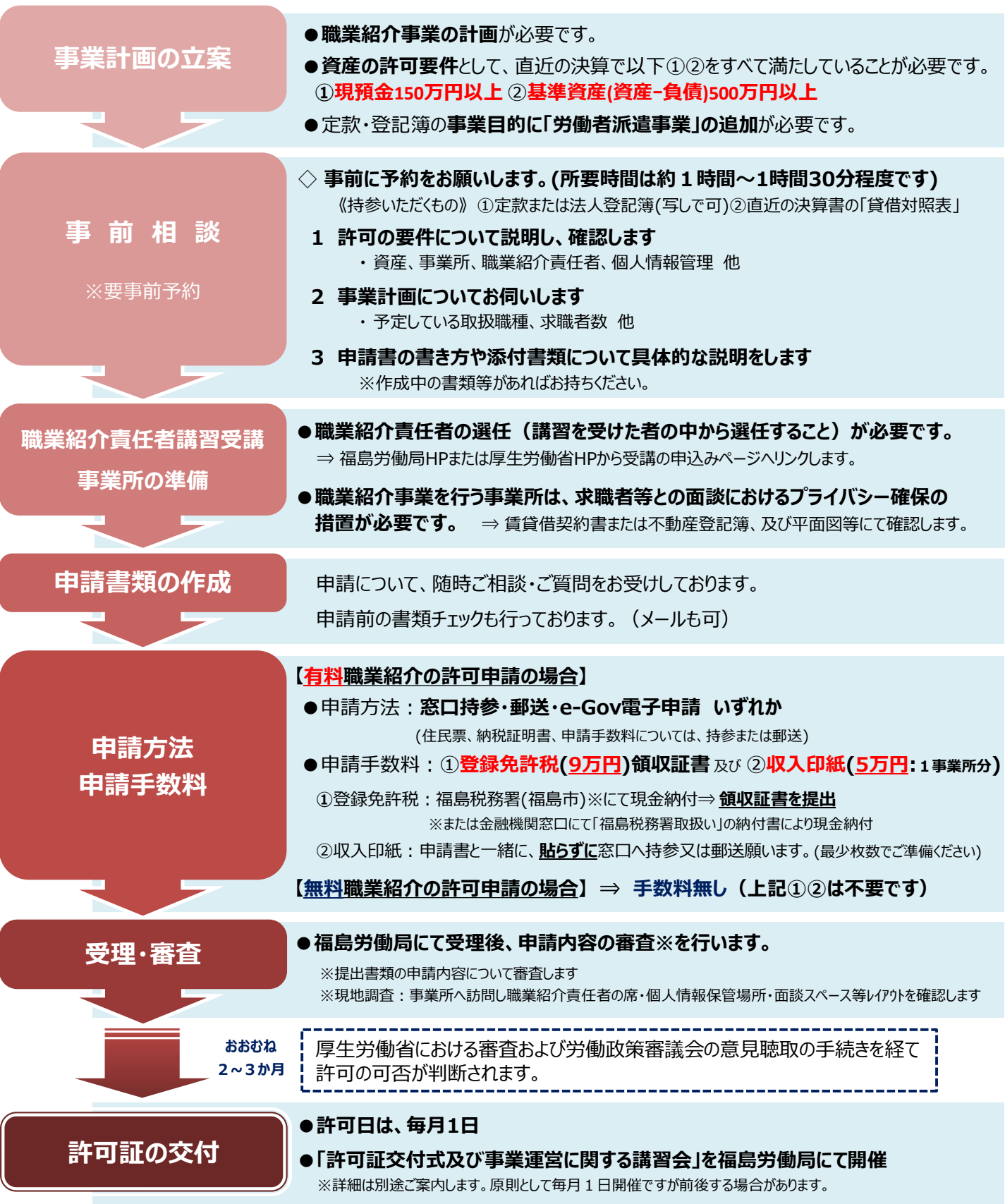


■ **有料・無料 職業紹介事業許可申請のながれ**

有料・無料職業紹介事業(許可)を行おうとする場合、厚生労働大臣に対して申請を行い審査を経て許可を受けなければなりません。事業主が許可の欠格事由に該当せず、許可基準をすべて満たす場合に許可されます。(許可要件や申請書類の詳細については、「**職業紹介事業パンフレットー許可・更新等手続マニュアルー**」をご確認ください。)



各種お問合せ・
事前相談ご予約は

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室

〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎3階

TEL 024-529-5746

◆開庁時間 8：30～17：15
月～金(土日祝、年末年始を除く)